

鶴岡市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成17年10月1日

告示第221号

平成23年3月31日

告示101号

平成26年3月31日

告示99号改正

平成30年3月31日

告示96号改正

令和2年3月31日

告示226号

改正 令和3年3月31日告示132号

(目的及び交付)

第1条 市長は、災害危険区域等における住民の安全を確保するため、危険住宅の移転を行う者(独立行政法人住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族居住用住宅貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転をする者を含む。以下同じ。)に対し、鶴岡市補助金等に関する規則(平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき社会資本整備総合交付金の交付対象となる事業(次の各号のいずれかの区域に存する危険住宅を移転する場合に限る。)とする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に基づき山形県が条例で指定した災害危険区域
- (2) 建築基準法第40条の規定に基づき山形県が条例で建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第9条に基づき山形県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

2 危険住宅に代わる住宅の建設地（購入地を含む。）が土砂災害防止法第7条に基づき山形県知事が指定した土砂災害警戒区域内である場合は、危険住宅の除却等に要する経費のみを補助の対象とする。

（補助対象経費等）

第3条 補助対象経費、補助率、補助限度額並びに交付申請書及び実績報告書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成10年9月25日鶴岡市決裁）、羽黒町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱（昭和59年羽黒町訓令第1号）、朝日村がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則（昭和50年朝日村規則第13号）又は温海町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則（昭和50年温海町規則第12号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月31日告示第101号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第99号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日告示第96号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第226号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第132号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	交付申請書に添付すべき書類	実績報告書に添付すべき書類
<p>移転を行う者（本市以外の市区町村に移転する者を含み、本市以外の市区町村から本市に移転するものを除く。）が負担する危険住宅の除却等に要する経費</p>	<p>10/10</p>	<p>97万5,000円</p>	<p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費内訳書(様式第1号) (2) 必要経費の見積書の写し (3) 危険住宅の位置図(がけ断面図を含む。)及び平面図 (4) 危険住宅の現況写真 (5) その他必要と認めるもの</p>	<p>(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条の規定による届出書の写し (2) 解体工事請負契約書の写し (3) 必要経費の領収書の写し (4) 危険住宅の除却跡地整備後の写真 (5) その他必要と認めるもの</p>
<p>移転を行う者（本市以外の市区町村に移転する者を除き、本市以外の市区町村から本市に移転する者を含む。）が、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において負担する当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）</p>	<p>10/10</p>	<p>421万円（建物325万円、土地96万円）。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域は、722万7,000円（建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7,000円）</p>	<p>(1) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費内訳書(様式第2号) (2) 必要経費の借入明細書の写し (3) 必要経費の見積書の写し、位置図、配置図、平面図並びに住宅建設前の敷地の状況及び周囲の状況を示す写真（住宅建設の場合に限る。） (4) その他必要と認めるもの</p>	<p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証（建築確認が必要でない場合を除く。）、同法第7条第5項に規定する検査済証、工事請負契約書、売買契約書及び必要経費の領収書等のそれぞれの写し (2) 不動産売買契約書、購入代金の領収書及び登記簿謄本のそれぞれの写し（土地を取得する場合に限る。） (3) 借入金の利子総額を証する金融機関等の証明書 (4) その他必要と認めるもの</p>

様式第1号（別表関係）

危険住宅の除却等に要する経費内訳書

世帯主名	種 類 別										補助対象事業費
	①除却費		②動産移転費		③跡地整備費		④仮住居費		⑤その他移転に伴う経費		
	費用	積算内訳	費用	積算内訳	費用	積算内訳	費用	積算内訳	費用	積算内訳	
											※

注 ※欄は記入しないこと。

様式第2号（別表関係）

危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費内訳書

世帯主住所氏名													
移 転 先 概 要	移 転 先 地 名 地 番												
	敷 地 面 積	m ²			建 築 面 積	m ²			延 べ 面 積	m ²			
	建 築 確 認 番 号				建 築 確 認 月 日				構 造				
	工 事 (購 入) 費 予 定 額												
住 宅 建 設 (購 入 を 含 む) に 要 す る 借 入 金	種 類 別												補 助 対 象 事 業 費
	1 建 物				2 土 地				3 敷地造成				
	借入額	利率	期間	①利子額	借入額	利率	期間	②利子額	借入額	利率	期間	③利子額	利子総額

注 ※欄は記入しないこと。